

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 安藤 弘司	2 佐藤 輝美	3 松橋 聡	4 北谷 昭一
	6 澤口 久美	7 和田 利弘	8 千葉 実
9 山崎 幸一		11 渡辺 健一	12 中原 秋美
13 井上 豊	14 秋葉 宏之	15 花木 慶喜	16 松田 和浩
	18 追永 直哉		20 高久 輝喜
		23 藤井 和人	24 松下 眞二
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
5 井上 靖	10 久保 拓也	17 島田 宗央	
19 姉崎 淳一	21 羽田 雄一	22 三澤 実	
6. 事務局			
事務局長	吉松 智弘	主 事	野村 亮太

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和6年第7回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、19名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行いません。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、3番 松橋委員及び6番 澤口委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和6年6月24日に開催されました、令和6年第6回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>6月26日(水)、札幌市、第二水産ビルにおいて、一般社団法人北海道農業会議第97回総会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>6月27日(木)、同じく札幌市、第二水産ビルにおいて、第45回北海道農業者年金協議会総会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>本日、令和6年第7回湧別町農業委員会総会を開催しております。以上活動状況の報告といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において2件提出されております。</p>

	<p>内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。その1、証明願出人、所有者ともに旭 ○○○○さんです。土地の所在ですが、旭 146番2の1筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は3,704㎡、利用状況は宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は姉崎委員、藤井委員、安藤委員です。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>次に、議案書4ページをご覧ください。その2、証明願出人が釧路市、○○○○さん、所有者が錦町 ○○○○さんです。土地の所在ですが、旭 149番1外1筆で、地目は公簿が牧場、畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積合計は9,537㎡で、利用状況は山林で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は姉崎委員、藤井委員、安藤委員です。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議 長 これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>委員一同 (なしとの声)</p> <p>議 長 質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>委員一同 (異議なしとの声)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>事務局 日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p> <p> 議案書の5ページをご覧ください。議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について、別紙のとおり農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い同法第18条第4項及び第6条の規定により通知があったので、議決を求めるものです。</p> <p> 内容の説明をしますので、議案書の6ページをご覧ください。番号</p>
--	---

1番から5番まで、借主は全て旭 ○○○○さんです。番号1番、貸主が北兵村三区、○○○○さんです。土地の所在ですが旭30番3の1筆、面積は57,396㎡であり、令和12年12月までの賃貸期間でしたが、借借人の都合により合意解約となったものです。

(別冊資料4ページにより位置説明)

番号2番、貸主が錦町、○○○○さんです。土地の所在ですが旭152番1の内、外1筆、面積合計は42,295㎡であり、令和11年12月までの賃貸期間でしたが、借借人の都合により合意解約となったものです。

(別冊資料5ページにより位置説明)

番号3番、貸主が北兵村三区、○○○○さんです。土地の所在ですが北兵村三区327番1外1筆、面積合計は54,903㎡であり、令和8年12月までの賃貸期間でしたが、借借人の都合により合意解約となったものです。

(別冊資料6、7ページにより位置説明)

番号4番、貸主が北兵村二区、○○○○さんです。土地の所在ですが北兵村二区94番1外1筆、面積合計は22,769㎡であり、令和9年12月までの賃貸期間でしたが、借借人の都合により合意解約となったものです。

(別冊資料8ページにより位置説明)

番号5番、貸主が南幌町、○○○○さんです。土地の所在ですが北兵村二区321番2の内、外1筆、面積合計は21,500㎡であり、令和11年12月までの賃貸期間でしたが、借借人の都合により合意解約となったものです。

(別冊資料10ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議 長

これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同

(なしとの声)

議 長

質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案を朗読説明させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の7ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第5条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。また、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請者に交付することを決議するものです。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の8ページをご覧ください。番号1番、譲渡人が中湧別北町、〇〇〇〇さん、譲受人は同じく中湧別北町の〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが中湧別北町の33番22外1筆、面積合計は872㎡であり、転用目的は住宅建設のためであり、売買による所有権移転で事業費は4,160万円です。次ページの9ページに転用に係る審査表を掲載していますので確認ください。</p> <p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7、議案第4号を議題とします。事務局に議案を朗読説明させます。</p>

事務局

議案書10ページをご覧ください。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、賃借権の設定6件が提出されております。

なお、これらの農地のうち、1番から4番、6番につきましては、先ほど議案第2号で審議いただきました合意解約された農地であり、解約前に設定した賃貸期間の残りの期間を借り受けするものです。

番号1番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、〇〇〇〇さんで、利用権の設定を受ける者は、旭、〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、旭、30番3で面積は57,396㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑です。

利用権の期限ですが、本日、令和6年7月23日から令和12年12月31日までの6年間となっており、賃貸価格は286千円です。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、錦町、〇〇〇〇さんで、利用権の設定を受ける者は、旭、〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、旭152番1の内、外1筆で合計面積は42,295㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和6年7月23日から令和11年12月31日までの5年間となっており、賃貸価格は166千円です。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をする者は北兵村三区、〇〇〇〇〇さんで、利用権の設定を受ける者は、旭、〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区、327番1外2筆で面積は56,370㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和6年7月23日から令和8年12月31日までの2年間となっており、賃貸価格は210千円でございます。

(別冊資料6、7ページにより位置説明)

続きまして番号4番、利用権の設定をする者は北兵村二区、〇〇〇〇〇さんで、利用権の設定を受ける者は、旭、〇〇〇〇さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区、94番1外1筆で

面積合計 22,769㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和6年7月23日から令和9年12月31日までの3年間となっております、賃貸価格は91千円でございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

続きまして番号5番、利用権の設定をする者は、遠軽町、〇〇〇〇さんで、利用権の設定を受ける者は、札富美、〇〇〇〇さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区、236番1外6筆で合計面積は23,127.94㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和6年7月23日から令和16年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は57千円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして番号6番、利用権の設定をする者は南幌町、〇〇〇〇さんで、利用権の設定を受ける者は、旭、〇〇〇〇さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区、321番2の内、外1筆で面積合計21,500㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和6年7月23日から令和11年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は43千円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議 長 これから議案第4号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同 (なしとの声)

議 長 質疑なしと認めます。これから議案第4号の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

委員一同 (異議なしとの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。

総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。
これで令和6年第7回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 13時50分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員